

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 5 月 7 日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝テック株式会社が保有する債権に取立不能のおそれが生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝テック株式会社(以下「テック」)  
住 所 東京都品川区大崎1-11-1  
代表者 代表取締役社長 池田 隆之

(2) 当該債務者の名称、住所及び代表者の氏名

債務者A

名 称 医療法人相崎医院(以下「債務者A」)  
住 所 福島県郡山市笹川2-133  
代表者 特別代理人 足立 龍太

債務者B

名 称 株式会社レップス(以下「債務者B」)  
住 所 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1AIMビル6階  
代表者 代表取締役 山岡 一幸

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

債務者A

債務者Aは、2018年3月22日、福島地方裁判所郡山支部に破産手続開始の申立てを行い、テックは、4月20日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。

債務者B

債務者Bは、2018年3月30日、福岡地方裁判所小倉支部に破産手続開始の申立てを行い、テックは、4月24日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。

(4) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

債務者A 売掛金 約8,000円  
債務者B 売掛金 約30,000円

(5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

損失見込額の業績への影響は軽微であります。

以 上